

# 名古屋第一赤十字病院地域医療連携 ネットワーク利用規約

～目次～

## 第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (適用範囲)

## 第2章 管理組織

- 第3条 (所管する委員会)
- 第4条 (構成)
- 第5条 (運用管理責任者)
- 第6条 (システム管理者)
- 第7条 (利用管理者)

## 第3章 閲覧医療機関

- 第8条 (閲覧医療機関)
- 第9条 (閲覧医療機関管理責任者)
- 第10条 (閲覧医療機関管理責任者の責務)

## 第4章 利用

- 第11条 (利用者)
- 第12条 (閲覧に使用する機器の条件)
- 第13条 (セキュリティ)
- 第14条 (利用権の設定)
- 第15条 (利用者の責務)

## 第5章 運用

- 第16条 (個人情報保護法令等の遵守)
- 第17条 (患者の同意)
- 第18条 (運用時間)
- 第19条 (ユーザ ID・パスワードの失効)

## 第6章 細則

- 第20条 (細則)

第7章 その他

第21条 (その他)

# 名古屋第一赤十字病院地域医療連携ネットワーク利用規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 名古屋第一赤十字病院地域医療連携ネットワーク利用規約（以下「本規約」という。）は、名古屋第一赤十字病院（以下「当院」という。）を受診した患者の診療情報の地域医療機関等との共有化を図るため、当該医療機関等から参照できる、名古屋第一赤十字病院地域医療連携ネットワーク（以下「なかむらメディネット」という。）、及びこれに接続される機器（以下「本システム」という。）の運用及び管理を定める。この規約は、医師法第24条の規定及び医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等の規定に準じ、データの漏洩、改竄及び破棄等を防止し、データの安全な管理下に、なかむらメディネットを効率的に運用することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規約はなかむらメディネットを利用した診療情報参照サービス（当院が定めた、診療情報の一部）に適用する。

## 第2章 管理組織

### (所管する委員会)

第3条 「なかむらメディネット」の安全かつ効率的な運用及び適正な管理を行うため、これらの事項はなかむらメディネット委員会（以下「委員会」という）が所管する。

### (構成)

第4条 なかむらメディネットを管理するため、次の各号に掲げる責任者を置く。

なかむらメディネットの管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置き、病院長とする。

2. 本システム運用の管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、運用管理責任者が任命した者とする。
3. なかむらメディネットの利用に関する管理者（以下「利用管理者」という。）を置き、運用管理責任者が任命した者とする。
4. なかむらメディネットを利用する当院以外の医療機関（以下「閲覧医療機関」という。）になかむらメディネットの閲覧責任者として「閲覧医療機関管理責任者」を置く。

### (運用管理責任者)

第5条 運用管理責任者は、なかむらメディネットの管理・運営を統括し、本規約を当院の所属職員に周知するとともに、別に定める情報を閲覧に供する。

2. 運用管理責任者はなかむらメディネットの安全かつ適正な運用管理を図るため、なかむらメディネットの利用を制限または禁止することができる。
3. 運用管理責任者はなかむらメディネットの利用を希望する医療機関から利用申請があった時は、利用条件、接続環境の条件を満たしていることが確認できた後に、なかむらメディネットの利用を許可することができる。

4. 運用管理責任者は、前項の措置を行うに当っては、委員会に諮るものとする。ただし、緊急を要し委員会に諮ることができない場合は、委員会を速やかに開催し事後報告するものとする。  
(システム管理者)

第 6 条 システム管理者は、なかむらメディネットの安全かつ適正な運用のために必要なシステムの管理を行う。

2. システム管理者は、医療機関から利用申請があった場合は、利用条件、接続環境を調査しその条件が適切と判断された場合には、運用管理責任者から許可を受け、なかむらメディネットの利用に必要なソフトウェア等を利用申請者の接続機器にインストールするなど必要な措置を行う。
3. システム管理者は、前項の調査によって不備が認められた場合は、利用条件に適合できるよう、利用申請者に対し改善内容を提示するとともに運用管理責任者に報告する。
4. 利用申請者が、前項で提示した改善を行った場合、システム管理者は、運用管理責任者に報告のうえ再度調査を実施する。

(利用管理者)

第 7 条 利用管理者は、第 11 条に定める利用者がなかむらメディネットを適正に利用していることを確認し、なかむらメディネット運用上の問題が生じた場合には、運用管理責任者に報告し適切な措置を講ずる。

2. 利用管理者は、なかむらメディネットの適正な利用のために、院内外に必要な事項を周知し情報を共有する。

### 第 3 章 閲覧医療機関

(閲覧医療機関)

第 8 条 閲覧医療機関は、運用管理責任者より「なかむらメディネット」の利用を許可された医療機関とする。

(閲覧医療機関管理責任者)

第 9 条 「なかむらメディネット」を利用する医療機関は、なかむらメディネットの利用に関する責任者として閲覧医療機関管理責任者を置かなければならない。

2. 閲覧医療機関管理責任者は、閲覧医療機関の代表とする。
3. 閲覧医療機関は、閲覧医療機関管理責任者を変更する場合、変更の 10 日前までにシステム管理者及び利用管理者に通知しなければならない。

(閲覧医療機関管理責任者の責務)

第 10 条 閲覧医療機関管理責任者は、自医療機関内においてなかむらメディネットの安全かつ適正な利用を図り、なかむらメディネットのデータを安全かつ適正に運用しなければならない。

2. 閲覧医療機関管理責任者は、本規約における遵守あるいは禁止事項の違反、及び情報漏洩に関する一切の責任を負うものとする。
3. 閲覧医療機関管理責任者は、自医療機関内でなかむらメディネットを利用する者に関して監督責任並びに責務の一切を負い、前項の違反及び情報漏洩（接続機器の紛失又は盗難によるもの

を含む)を認めた場合若しくは情報漏洩が疑われる場合は、直ちに利用管理者に報告するとともに、必要に応じて当院と協議の上、速やかに措置を講ずるものとする。

4. 閲覧医療機関管理責任者はなかむらメディネットに異常を認めた場合は、直ちに利用管理者に報告しなければならない。但し、平日の夜間(17:20~8:50)・土曜日・日曜日・祝日の場合の報告先は、当院管理事務日当直者とする。

#### 第4章 利用

(利用者)

第11条 なかむらメディネットを利用できる者は、次の各号に掲げる利用資格者の内、運用管理責任者が利用を許可した者(以下、「利用者」という。)とする。

- (1) 当院で医療業務に従事する者(医師及び医療従事者並びにそれに関連した作業をする者)。
  - (2) 当院の病診連携システム登録医として登録した医師。
  - (3) 当院の病診連携システム登録医が属する閲覧医療機関の医療従事者で、閲覧医療機関管理責任者が認めた者。
  - (4) その他、運用管理責任者が認めた者。
2. 運用管理責任者は、前項に規定する利用者以外の者になかむらメディネットを利用させてはならない。

(閲覧に使用する機器の条件)

第12条 患者情報の閲覧に使用するインターネット環境及び閲覧用コンピュータは利用者が自らの責任において準備するものとする。

なお、閲覧に必要なネットワーク上のルータは、なかむらメディネット専用品とする。

2. 閲覧用コンピュータについては、メーカー、型式を問わない。

オペレーティングソフト、ブラウザも同様とするが、メーカーのサポートが継続しているものであって、かつ閲覧医療機関管理責任者の責任において最新の状態を維持されているものに限る。

(セキュリティ)

第13条 閲覧医療機関は、当院が指定するVPNクライアントソフトウェア等を用い、なかむらメディネットが利用するセキュアネットワークをIPSecVPNによりトンネリングするとともに、当院が配布するSSL証明書を接続機器にインストールしたうえでSSLを用いて本システムに接続しなければならない。また、なかむらメディネットに接続中は他のサービスを利用してはならない。

ただし、第21条に定める医師会ネットワークに接続する場合を除く。

2. 接続機器には、システム管理者が許可した、ウィルス対策ソフトウェアをインストールした機器に限る。なお、ウィルス定義ファイルについては、閲覧医療機関管理責任者の責任において常に最新化を行うものとする。
3. 接続機器へのVPNクライアントソフトウェアソフト及びSSL証明書のインストール(必要な設定を含む)は、システム管理者が指定する者が閲覧医療機関又は当院において行うものとする。なお、SSL証明書の発行は、システム管理者が管理する。

(利用権の設定)

第14条 なかむらメディネットの利用に際しては、システム管理者が、利用者毎にその申請に基

づき、専用の利用者識別番号（以下「ユーザ ID」という。）及びネットワークサービスを利用する際の閲覧医療機関識別番号を付与し、利用権限の管理を行う。

2. 利用者は、利用者識別番号に対する暗証番号（以下「パスワード」という。）について、第三者に漏洩しないように厳重に管理するとともに、定期的に暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。
3. 閲覧医療機関管理責任者は、自らの医療機関の利用者が正当にユーザ ID・パスワードの管理を行わないために生じた事故や障害に関する責任の一切を負う。
4. パスワードの有効期間は最終更新の日から起算して3ヶ月間とし、利用者は、有効期間内に随時パスワードを更新するものとする。なお、パスワードの再発行等に関しては細則に規定する。

（利用者の責務）

第15条 利用者は、なかむらメディネットの安全かつ適正な利用に努め、データの保護を確保して利用しなければならない。

2. なかむらメディネット上の診療情報の、接続機器及び外部媒体への複写（印刷を含む）並びにこれに類する行為は一切禁止する。
3. 利用者は、なかむらメディネットの利用について、本規約及び細則（その他当院が規定するなかむらメディネット関連規約を含む）を遵守し、システム管理者及び利用管理者の指示に従わなければならない。
4. 利用者は、いつ、だれが、どの患者の医療情報を閲覧したかの利用記録が本なかむらメディネット上に記録され、名古屋第一赤十字病院により閲覧されることを了承するものとする。

## 第5章 運用

（個人情報保護法令等の遵守）

第16条 利用者は、個人情報保護に関する法令、ガイドライン（以下「個人情報保護法令等」という。）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 利用者は、なかむらメディネットの利用により知り得た個人情報を本規約の目的以外に利用してはならない。

（患者の同意）

第17条 利用者は、なかむらメディネットで患者情報を閲覧する場合には、患者に説明した上で文書による同意を得なければならない。

2. 利用者が、なかむらメディネットの診療情報を参照できるのは、なかむらメディネット利用に対し文書を以て同意した患者に限られる。

（運用時間）

第18条 なかむらメディネットは、年に1回程度システムメンテナンスのために利用を停止する。この場合、運用管理責任者は、あらかじめ利用者あてに通知する。

また上記時間以外にもメンテナンス等によりなかむらメディネット利用を停止する場合がある。

2. 運用管理責任者は、前項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる場合、機器等の運用の一部又は全部について、その利用を停止又は制限することができる。

- (1) 本システムに障害が発生した場合
- (2) 機器等の増設又は交換を行う場合
- (3) データの消失及び毀損が生じた場合とその復旧を行う場合
- (4) データのバックアップ等本システムの管理上の理由から必要な場合
- (5) その他運用管理責任者が必要とした場合  
(ユーザ ID・パスワードの失効)

第 19 条 本規約に規定された遵守事項、個人情報保護法令に違反する行為が認められた場合、その他運用管理責任者が必要と認めた場合、システム管理者は、ユーザ ID・パスワードを失効させることができる。

## 第 6 章 細則

(細則)

第 20 条 本規約の運用に必要な事項について別に運用細則を定める。

## 第 7 章 その他

(その他)

第 21 条 今後の医療機関間における情報の共有化を目的として、医師会等の共通ネットワーク事業（以下「医師会ネットワーク」という。）に参加する場合は委員会で審議する。

2. 前項により医師会ネットワークに参加することが決定した場合は、別に細則を定めるものとする。

## 附則

本規約は、平成 26 年 8 月 29 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日一部改訂

## 問い合わせ・連絡先

名古屋第一赤十字病院 医療社会事業部 地域医療連携課

TEL : 052-481-5262 (直通)

FAX : 052-482-5263 (直通)

※休診日及び夜間の問い合わせに関しては原則として翌診療日の対応とする。